

鎌倉市宿泊税等観光財源に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宿泊税等観光財源に関する検討を行うため、宿泊税等観光財源に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 宿泊税等観光財源に関すること
- (2) 宿泊税等観光財源の制度内容に関すること
- (3) 宿泊税等観光財源の使途に関すること
- (4) 関係機関の情報収集に関すること
- (5) その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間の有識者
- (3) 鎌倉商工会議所及び公益社団法人鎌倉市観光協会が推薦する者
- (4) 鎌倉旅館組合が推薦する者
- (5) 市内宿泊事業者が推薦する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員会は、委員を任命するにあたり、委員報酬及び旅費を予算の範囲内において支給するものとする。

2 報酬額は、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第8号にかかる第3号第1項の規定を準用するものとし、旅費は同条例第5条第2項の規定を準用するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。